

■第3回委員会後資料に対する意見とその対応

2020/11/16

番号	箇所	頁	意見概要	対応方針（案）
1	資料1		○「6つの視点による緑の現況の分析・評価」の各々の記述が、「分析・評価」になっていないものが幾つかある（計画書本編に掲載されなければ修正は不要）。	本編では、課題を整理するまでの6つの視点による分析・評価の過程は記載しません。
2	資料1		○「豊川らしいふるさとの緑」について、具体的なイメージは何かと問われた場合、返答に窮する。	ふるさとの緑は、本市固有の地形や環境のもとで生育してきた緑や、先人によって守り継がれてきた農地、里山、社寺林などと考えております。
3	資料2	P2	○「生物多様性への配慮」の中に、ゴール15（「陸の豊かさを守ろう」）への貢献が記述されていますが、「1. 緑の基本計画の概要」（第2回委員会資料）にも記述されているように、ゴール15以外にゴール3、4、11、13、15、17等にも貢献しうります。ですのでp2「生物多様性への配慮」のみこのSDGsに触れられていることに違和感があります。 ただこの記述を削除すべきということではなく、この「（1）社会情勢の変化等」（p2）の中で、地域の公園緑地を充実させる活動（豊川市緑の基本計画の目標達成）を、各担い手がSDGsを意識して活動することで、自身の活動が地域だけでなく国際規模でも貢献しうる（またそう意識して活動することが社会的にも求められていること）を記述すべきでは、と考えます。	第1章「緑を取り巻く社会的動向」にSDGsに関する事項を追加しました。SDGsの説明に加え、行政、事業者及び市民一人ひとりが主体的に取り組む必要性について記載します。
4	資料2		○「にぎわい」という言葉がピンとこない。	基本理念に補足説明として以下の文章を追加します。 「にぎわい」とは、人々が集うことで活気にあふれ、人と人とのつながりによって活気に満ちたコミュニティを意味しています。
5	資料2	P1	○豊川市都市計画マスタープラン・豊川市環境基本計画にあるような良好な生活環境は、身近にみどり豊かな公園があることで保障される。	まちづくりの方針となる都市計画マスタープランや環境基本計画などの関連計画と調和を図りながら、公園に関する施策を検討していきます。
6	資料2	P18	○2030年の地図の黄色部分は、居住が密になっている所と考えられる。このような市街地には、市民が憩える公園が必要である。	今回の改訂では、市民1人あたりの都市公園面積、居住誘導区域内における身近に公園がある割合を目標として設定し、達成に向けて取り組みます。
7	資料3		○第3回委員会において私が意見を述べた内容（「■第3回委員会における意見とその対応」の最下部の意見）で指摘した「地域別」とは、「都市核緑化推進エリア及び地域生活拠点緑化推進エリア」のことではなく、現行計画p33以下の6つの地区（中部東地区、東部地区等）のことを指したつもりでございました。緑の活動の担い手の方々はNP0のようにテーマ別（例：野鳥の会等）である程度広域に活動するタイプに加え、町内会・老人会等、地区単位で活動するタイプが存在するものと思われます。 特に後者の活動を促すためには、公園緑地に関する地区別の現況・特徴・課題・目標等が設定されていると、活動の明確な動機につながると考えられますので、ご検討の程お願い申し上げます。 （もちろん、都市機能誘導区域を緑化重点地区として設定し、個別の施策展開について触れられることは結構なことだと考えております）	第5章に「地域別施策」を追加します。市内を5地区に分け、各地区の地勢や特徴的な緑を整理するとともに、関連する施策を記載します。
8	資料3		○各施策に貢献しうるSDGsのアイコンを表記してはいかがでしょうか（SDGsの各ゴールとの関わりを意識させるため）。	具体施策にアイコンを記載します。
9	資料3	P10	○①公園のストック再編 イ）公園緑地の集約について：小規模公園であれ、現存する公園は、住民の大切な憩いの場です。再編に当たっては、くれぐれも地域住民の理解と協力を得ることが必要です。「ふるさと豊川の緑」を構築することを重点に置き、慎重に臨んでいただきたい。	今後、人口減少に伴って公園等の統廃合の検討が必要になることが考えられますが、検討にあたっては、地域住民の意向を考慮しながら慎重に進めていきます。
10	資料3	P11	施策③、④、⑤：公園機能拡充策として、雨露をしのぎ、日陰を作る休憩所（東屋）の整備を期待する。この施設は、身近な防災拠点として利用でき、また、公園利用者の健康管理に役立ちます。ぜひご検討ください。	公園を整備する際には、住民の意向も考慮しながら進めていきます。